

東浦町表彰審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 東浦町自治功労者表彰条例(昭和40年東浦町条例第8号)及び東浦町一般表彰規程(昭和58年東浦町告示第46号)に規定する被表彰者(以下「被表彰者」という。)の決定を、公平かつ適正に行うため、東浦町表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の協議に応じて、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 被表彰者の選考に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、教育長、東浦町部制条例(昭和56年東浦町条例第2号)第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者を充てる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。